

よくある質問Q&A

～ 設計・施工技術向上支援事業 ～

Ver.1.0

令和5年2月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

1. 助成対象者について

Q.1-01 提携他社と連携した取組を申請する場合、提携他社である建材・住宅設備供給者が申請者となって申請、経理処理を行っても良いのでしょうか。

A.1-01 助成対象者は建物供給事業者ですので、提携他社は申請者となることはできません。建物供給事業者が申請者として経理処理の取りまとめを行ってください。

Q.1-02 提携他社は、申請者と同様に建物供給事業者でなければいけないのでしょうか。

A.1-02 提携他社は、設計、施工、その他中小規模特定建築物等の供給に係る業務を委託等している事業者のうち、中小企業者等に該当する事業者であれば、必ずしも建物供給事業者である必要はありません。

Q.1-03 当社は特定供給事業者に該当する中小企業者なのですが、「環境性能向上支援事業」を活用しない場合、当事業を活用することはできるのでしょうか。

A.1-03 可能です。ただし重複受給は不可となっていますので、例えば一度「設計・施工技術向上支援事業」を活用したのち、翌年度に「環境性能向上支援事業」を活用することはできません。

2. 助成対象事業について

Q.2-01 助成の対象となる資格取得について、例えば国家資格や公的機関のものに限るなど、取得する資格に条件や制限はあるのでしょうか。

A.2-01 本事業の目的等に資するものであれば、国家資格や公的機関のものに限りません。申請をいただく前に、助成対象となる資格かどうかを、公社に事前にご確認ください。

Q.2-02 東京ゼロエミ住宅の助成金を受ける物件についても、省エネ計算費用や東京ゼロエミ住宅認証書の発行費用は助成対象になりますでしょうか。

A.2-02 本助成事業は、事業者（地域工務店）の設計施工技術の向上に資する取組に対して必要最小限の経費の一部を助成するものです。原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象とします。継続的・経常的な経費は助成対象となりませんので、ご注意ください。

Q.2-03 ZEH 水準の建物の重量化に対する技術向上というのは、具体的にどのような内容でしょうか。①許容応力度計算の習得、②耐震構法の採用と導入研修なども対象となりますでしょうか？

A.2-03 ご提示いただいた ZEH 水準の建物の重量化に対応する構造計算の習得や導入研修などは、いずれも助成対象となりますが、申請内容は必要最小限の経費としていただきます。

Q.2-04 助成対象事業例について、BELS 取得（省エネ性能表示）にかかる費用も助成対象でしょうか？試行とは、初めて取得する場合という意味でしょうか。

A.2-04 本助成事業は、事業者（地域工務店）の設計施工技術の向上に資する取組に対して必要最小限の経費の一部を助成するものです。「試行」は、初めて取得する場合には限りませんが、原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象となります。継続的な経費は助成対象となりませんので、ご注意ください。

Q.2-05 建築物環境報告制度に対応する設計・施工技術の向上の取組の一環として、設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書の取得費用は助成の対象となると考えてよろしいでしょうか。

A.2-05 本助成事業は、事業者（地域工務店）の設計施工技術の向上に資する取組に対して必要最小限の経費の一部を助成するものです。原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象となります。継続的・経常的な経費は助成対象となりませんので、ご注意ください。

3. 助成対象経費について

Q.3-01 実績報告時点で資格が取得できていなければ、資格取得のために要した経費（受講料等）は助成されないのでしょうか。

A.3-01 実績報告時点で資格が取得できていない場合は、資格取得のために要した経費（受講料等）は助成されません。

Q.3-02 当事業は、「環境性能向上支援事業」で助成対象となっている「広報・宣伝費」や「直接人件費」は助成対象とならないのでしょうか。

A.3-02 助成対象となりません。

Q.3-03 外部講師を招いて社員向け勉強会を開催する場合、講師派遣に係る費用は助成対象になりますか。

A.3-03 外部講師を招いて環境性能に関する社員向け勉強会を開催する場合には、専門家指導費が助成対象になります。

Q.3-04 助成対象項目が複数（①省エネ計算やZEH化による構造に関する勉強会、②省エネ計算の外部委託費）になっても問題ありませんか。

A.3-04 助成対象項目が複数であっても、上限額の範囲内であれば問題はありません。ただし、助成対象事業を実施するための直接かつ必要最小限の経費としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q.3-05 省エネ計算などのシミュレーションに使うソフト購入費用は助成対象経費として認められますか。

A.3-05 助成対象となりません。国等が実施するIT補助金等をご活用ください。

Q.3-06 広告物は対象にならないという理解でよろしいのでしょうか。（例えば、新たに環境性能の高い住宅を標準住宅とした場合のパンフレット等の作成費用）。

A.3-06 ご認識のとおり、助成対象となりません。

Q.3-07 住宅毎の構造計算費用や一次エネルギー算出費用を設計事務所と年間契約した場合も助成対象となるのでしょうか。

A.3-07 継続的・経常的な経費は助成対象となりません。

Q.3-08 技術力向上を目的として、教育機関等において社員の能力開発を行う場合、学費等は助成対象となりますか。

A.3-08 環境性能の高い住宅の設計・施工技術向上に資する能力開発である場合は助成対象となります。ただし、講義等が修了しなかった場合は助成対象となりません。

4. 助成期間について

Q.4-01 交付の決定は、先着順ですか。それとも事業の内容により選定された事業が優先されるのでしょうか。

A.4-01 交付決定は、交付申請いただき、審査が完了したのから随時行います。

5. 助成金額について

Q.5-01 当事業は概算払いを請求することはできるのでしょうか。

A.5-01 当事業は実績報告後の一括払いであり、概算払いは行いません。

6. その他

Q.6-01 当事業を活用する場合は、「環境性能向上支援事業」と同様に建築物環境報告書制度への参加を誓約することが必要なのでしょうか。

A.6-01 誓約は要件とはしていませんが、是非、建築物環境報告書制度への積極的な参加をお願いします。

Q.6-02 当事業は「環境性能向上支援事業」と同様に、申請に先立ち事前相談を行うことが必要なのでしょうか。

A.6-02 事前相談は必須ではありませんが、申請に当たって不明な点等がある場合はご相談いただくことは可能です。

以上